

兵庫県公報

令和元年12月3日 火曜日 第63号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	2
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定の予定通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	6
公 告	
○ 入札公告（社会福祉課）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	12
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	17
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	23
○ 同 上（同）	24
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	25
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立香住高等学校）	26
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	26

告 示

兵庫県告示第622号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社

映 画	不実な女と官能詩人 (原題) CURIOSA	クロックワークス
同	猥褻奇談 生娘の白い太股	新東宝映画
同	発情物語 幼馴染はヤリ盛り	オーピー映画
同	ひとり妻 熟れた旅路の果てに	オーピー映画
同	強がりカポナータ	オーピー映画



兵庫県告示第623号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和元年12月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
猪名川町
- (2) 調査を行った期間
平成26年8月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
猪名川町清水の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
猪名川町清水の一部
- (5) 認証年月日
令和元年11月21日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
市川町
- (2) 調査を行った期間
平成20年7月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称
市川町上牛尾の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
市川町上牛尾の一部
- (5) 認証年月日
令和元年11月21日



兵庫県告示第624号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
美方郡香美町香住区訓谷字栃谷3の5、字獅ヶケ谷4の4
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

~~~~~  
**兵庫県告示第625号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区訓谷字栃谷3の6
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

~~~~~  
兵庫県告示第626号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町畑字末尾114の232から114の239まで、字系谷145から148まで、149の1、150の1、192から197まで、198の1、字深谷176から178まで、178の1、181から191まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字系谷145から148まで、149の1、150の1、192・193・195から197まで・198の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字深谷176から178まで・182（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、183から185まで、187、188、186・189から191まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~  
**兵庫県告示第627号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町福知字向ヒ山1130、1134、1135、1135の1、1143
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字向ヒ山1130・1134・1135・1143（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第628号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市氷上町三方字三ツケ谷2047の1（次の図に示す部分に限る。）、2047の2から2047の20まで、氷上町新郷字赤井92の5、92の7から92の45まで、92の47、92の49、92の51、92の53、92の55、92の83、92の84、92の88、92の91、92の97、92の98、92の104、92の119から92の123まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (i) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ii) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市氷上町三方字三ツケ谷2047の1（次の図に示す部分に限る。）、氷上町新郷字赤井92の56、92の58、92の60、92の62・92の64（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、92の124から92の128まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (i) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ii) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第629号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1  
工場長 山本正人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                                                |                     |        |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------|--------|
| 種                                                | 類                                              | 27号ヌ 廃ガス洗浄施設        |        |
| 能                                                | 力                                              | 40m <sup>3</sup> /時 |        |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                                                | 許可後                 |        |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                                                | 着手後2週間              |        |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                                                | 完成後                 |        |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                                                | 24時間連続              |        |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                                                | なし                  |        |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                                            | 通 常                 | 最 大    |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数)                     | 3                   | 2.5    |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                        | —                   | —      |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                          | 1                   | 1      |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)                         | 10未満                | 10 未満  |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)                         | 72,000              | 72,000 |
|                                                  | 磷 含 有 量<br>(単位 mg/L)                           | —                   | —      |
|                                                  | アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L) | 72,000              | 72,000 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                                                | 0                   | 0.2    |

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年12月3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第630号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次の

とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
令和元年11月28日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市の一部



**兵庫県告示第631号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年11月25日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市前浜町地内



**兵庫県告示第632号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおりに縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社ブレイントレジャー  
代表者の氏名 矢部有香  
住所 大阪市旭区大宮4丁目8番22号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称（仮称）伊川谷ホテルスカイ  
所在地 神戸市西区伊川谷町別府1768
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課  
縦覧期間 令和元年12月3日から同月17日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和元年12月3日から同月17日まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年12月3日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 調達内容

### (1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県立健康科学研究所ほか10庁舎で使用する電気  
予定数量2,045,449キロワット時/年

### (2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

### (3) 履行期間

令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで

### (4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

### (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出入局管理課 電話:(078)341-7711 内線4935

### (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

### (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

### (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

### (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

### (1) 交付期間

令和元年12月3日(火)から同月18日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

### (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課 担当 吉田

電話(078)341-7711 内線2775

## 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間等

### (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和元年12月4日(水)から同月18日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休

日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先  
前記3(2)に同じ。

- (3) 開札の日時及び場所

日時 令和2年1月10日(金)午前10時から

場所 兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課内(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

- (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和2年1月9日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年1月8日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

- (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和元年12月18日(水)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。



- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、前記 4 (4) 及び 5 (5) アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4 (4) 又は 5 (5) ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (6) 入札の無効  
 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
 要作成
- (8) 落札者の決定方法  
 入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他  
 詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
 Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required:  
 Supply of electric power, 2,045,449kWh/1 year
- (3) Fulfillment period:  
 From April 1, 2020 through March 31, 2021
- (4) Location:  
 As per designated by the head of the procuring entity in specification
- (5) Deadline for tender:  
 17:00 January 9, 2020 by direct delivery  
 17:00 January 9, 2020 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:  
 Mr. Yoshida, Social Welfare Division, Hyogo Prefectural Government  
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
 TEL (078)341-7711 Ext. 2775



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|----------------|---------------------|
| 一庫(2) I<br>(118000128) | 川西市一庫（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 一庫(3) I<br>(118000129) | 川西市一庫（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

|                         |                  |         |
|-------------------------|------------------|---------|
| 一庫(4) I<br>(118000130)  | 川西市一庫 (別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 一庫(2) II<br>(118000131) | 川西市一庫 (別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 東畦野(5) I<br>(118000132) | 川西市東畦野 (別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 平野(4) II<br>(118000133) | 川西市平野 (別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹部 I<br>(218000045)     | 川西市笹部 (別図7のとおり)  | 土石流     |

(別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年12月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

令和元年12月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月25日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|----------------|---------------------|
| 大門(急) I-2<br>(126040161) | 朝来市新井(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年12月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

令和元年12月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月25日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第1262号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

笹部(2)Ⅱ(118000085)の項中別図70、猪谷川Ⅰ(218000006)の項中別図98、正覚池谷川Ⅰ(218000007)の項中別図99、下財谷川Ⅰ(218000009)の項中別図101、山下谷川Ⅰ(218000010)の項中別図102を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年12月11日(水)から同月25日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

令和元年12月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月25日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第277号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

奥田路(5)Ⅱ(126040013)の項中別図13、中田路(4)Ⅱ(126040020)の項中別図20、中田路Ⅰ(126040021)

の項中別図21、口田路(7)Ⅱ(126040036)の項中別図36、佐中(1)Ⅱ(126040040)の項中別図40、以後Ⅰ(126040084)の項中別図84、八代(1)Ⅱ(126040094)の項中別図94、大門(急)Ⅰ(126040100)の項中別図100、上地(1)Ⅰ(126040126)の項中別図126、上八代(3)Ⅱ(126040130)の項中別図130、徳寿庵(2)Ⅰ(126040144)の項中別図144、糸谷川Ⅱ(226040044)の項中別図204、木之内川Ⅰ(226040097)の項中別図257、物部倉谷川Ⅰ(226040099)の項中別図259を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年12月11日(水)から同月25日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場 320

(3) 提出期限

令和元年12月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月25日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 黒川田中Ⅰ<br>(118000001)  | 川西市黒川(別図1のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 黒川Ⅰ<br>(118000002)    | 川西市黒川(別図2のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 黒川奥滝谷Ⅰ<br>(118000003) | 川西市黒川(別図3のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 山原Ⅰ<br>(118000005)    | 川西市緑が丘1丁目(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 緑が丘Ⅰ<br>(118000006)   | 川西市緑が丘1丁目(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 山原(2)Ⅰ<br>(118000007) | 川西市山原1丁目(別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |

|                           |                           |         |          |
|---------------------------|---------------------------|---------|----------|
| 大和西(1) I<br>(118000008)   | 川西市大和西5丁目(別図7<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 笹部 I<br>(118000010)       | 川西市大和西5丁目(別図8<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 大和東(2) I<br>(118000011)   | 川西市大和東4丁目(別図9<br>のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 東畦野(3) I<br>(118000016)   | 川西市東畦野1丁目(別図10<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 黒川大原(1) II<br>(118000079) | 川西市黒川(別図11のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 黒川大原(2) II<br>(118000080) | 川西市黒川(別図12のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 黒川大原(3) II<br>(118000081) | 川西市黒川(別図13のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 黒川大峰 II<br>(118000082)    | 川西市黒川(別図14のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 笹部(2) II<br>(118000085)   | 川西市笹部3丁目(別図15の<br>とおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 東畦野(2) II<br>(118000086)  | 川西市長尾町(別図16のとおり)          | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 西畦野 II<br>(118000088)     | 川西市西畦野(別図17のとおり)          | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 黒川大上 III<br>(118000109)   | 川西市黒川(別図18のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 東畦野(2) III<br>(118000114) | 川西市東畦野山手1丁目(別<br>図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 一庫(2) I<br>(118000128)    | 川西市一庫(別図20のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 一庫(3) I<br>(118000129)    | 川西市一庫(別図21のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 一庫(4) I<br>(118000130)    | 川西市一庫(別図22のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 一庫(2) II<br>(118000131)   | 川西市一庫(別図23のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 平野(4) II<br>(118000133)   | 川西市平野(別図24のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 大上川 I<br>(218000003)      | 川西市黒川(別図25のとおり)           | 土石流     | 別図25のとおり |
| 石打谷川 I<br>(218000004)     | 川西市黒川(別図26のとおり)           | 土石流     | 別図26のとおり |

|                        |                   |     |          |
|------------------------|-------------------|-----|----------|
| 国崎谷 I<br>(218000005)   | 川西市国崎 (別図27のとおり)  | 土石流 | 別図27のとおり |
| 猪谷川 I<br>(218000006)   | 川西市笹部 (別図28のとおり)  | 土石流 | 別図28のとおり |
| 正覚池谷川 I<br>(218000007) | 川西市笹部 (別図29のとおり)  | 土石流 | 別図29のとおり |
| 笹部谷 I<br>(218000008)   | 川西市笹部 (別図30のとおり)  | 土石流 | 別図30のとおり |
| 下財谷川 I<br>(218000009)  | 川西市山下 (別図31のとおり)  | 土石流 | 別図31のとおり |
| 山下谷川 I<br>(218000010)  | 川西市山下 (別図32のとおり)  | 土石流 | 別図32のとおり |
| 西畦野谷 I<br>(218000011)  | 川西市西畦野 (別図33のとおり) | 土石流 | 別図33のとおり |
| 新滝川 II<br>(218000027)  | 川西市黒川 (別図34のとおり)  | 土石流 | 別図34のとおり |

(別図 1 から別図34までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年12月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

令和元年12月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月25日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                     | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 与呂木 I<br>(116010001)    | 三木市与呂木 (別図1のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 上の丸(1) I<br>(116010002) | 三木市上の丸町 (別図2のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 上の丸(2) I<br>(116010003) | 三木市上の丸町 (別図3のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 本町(1) I<br>(116010005)  | 三木市本町2丁目 (別図4のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 本町(3) I<br>(116010006)  | 三木市本町3丁目 (別図5のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 本町(4) I<br>(116010007)  | 三木市本町3丁目 (別図6のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 福井(1) I<br>(116010008)  | 三木市福井3丁目 (別図7のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 福井(2) I<br>(116010009)  | 三木市福井3丁目 (別図8のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 大村 I<br>(116010010)     | 三木市大村 (別図9のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 福井(3) I<br>(116010011)  | 三木市福井3丁目 (別図10のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 本町(2) II<br>(116010012) | 三木市本町2丁目 (別図11のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 与呂木A II<br>(116010013)  | 三木市与呂木 (別図12のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 正法寺 I<br>(116010017)    | 三木市別所町正法寺 (別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 下石野(1) I<br>(116010018) | 三木市別所町下石野 (別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |
| 和田 II<br>(116010021)    | 三木市別所町和田 (別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図15のとおり                      |
| 石野 II<br>(116010022)    | 三木市別所町石野 (別図16のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図16のとおり                      |
| 前 I<br>(116010023)      | 三木市志染町三津田 (別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図17のとおり                      |
| 十力 II<br>(116010024)    | 三木市志染町戸田 (別図18のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図18のとおり                      |

|                             |                              |         |          |
|-----------------------------|------------------------------|---------|----------|
| 安福田Ⅱ<br>(116010025)         | 三木市志染町安福田(別図19<br>のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 井上BⅡ<br>(116010027)         | 三木市志染町井上(別図20の<br>とおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 戸田AⅡ<br>(116010031)         | 三木市志染町戸田(別図21の<br>とおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 戸田BⅡ<br>(116010032)         | 三木市志染町戸田(別図22の<br>とおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 三津田AⅡ<br>(116010033)        | 三木市志染町三津田(別図23<br>のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 三津田EⅡ<br>(116010037)        | 三木市志染町三津田(別図24<br>のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 三津田FⅡ<br>(116010038)        | 三木市志染町三津田(別図25<br>のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 細目BⅡ<br>(116010039)         | 三木市志染町細目(別図26の<br>とおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 細目AⅡ<br>(116010040)         | 三木市志染町細目(別図27の<br>とおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 戸田DⅡ<br>(116010041)         | 三木市志染町戸田(別図28の<br>とおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 安福田(1)Ⅲ<br>(116010042)      | 三木市志染町安福田(別図29<br>のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 安福田(2)Ⅲ<br>(116010043)      | 三木市志染町安福田(別図30<br>のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 三津田Ⅲ<br>(116010044)         | 三木市志染町三津田(別図31<br>のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 四合谷Ⅲ<br>(116010045)         | 三木市志染町四合谷(別図32<br>のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 緑ヶ丘Ⅰ<br>(116010080)         | 三木市緑が丘町本町1丁目<br>(別図33のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 西(1)Ⅰ<br>(116010081)        | 三木市緑が丘町西1丁目(別<br>図34のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 東自由ヶ丘(1)(1)Ⅰ<br>(116010082) | 三木市志染町東自由が丘1<br>丁目(別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 三津田Ⅰ<br>(216010017)         | 三木市志染町三津田(別図36<br>のとおり)      | 土石流     | 別図36のとおり |

(別図1から別図36までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年12月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所



4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿 1075—2

(3) 提出期限

令和元年12月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月25日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 奥田路(1)Ⅱ<br>(126040009) | 朝来市田路（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 奥田路Ⅰ<br>(126040010)    | 朝来市田路（別図2のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 奥田路(2)Ⅱ<br>(126040011) | 朝来市田路（別図3のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 奥田路(4)Ⅱ<br>(126040012) | 朝来市田路（別図4のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 奥田路(5)Ⅱ<br>(126040013) | 朝来市田路（別図5のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 奥田路(7)Ⅱ<br>(126040014) | 朝来市田路（別図6のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 奥田路(8)Ⅱ<br>(126040015) | 朝来市田路（別図7のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 奥田路(9)Ⅱ<br>(126040016) | 朝来市田路（別図8のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 中田路(1)Ⅱ<br>(126040017) | 朝来市田路（別図9のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 中田路(2)Ⅱ<br>(126040018) | 朝来市田路（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |

|                         |                 |         |          |
|-------------------------|-----------------|---------|----------|
| 中田路(3)Ⅱ<br>(126040019)  | 朝来市田路（別図11のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 中田路(4)Ⅱ<br>(126040020)  | 朝来市田路（別図12のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 中田路Ⅰ<br>(126040021)     | 朝来市田路（別図13のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 中田路(5)Ⅱ<br>(126040022)  | 朝来市田路（別図14のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 中田路(6)Ⅱ<br>(126040023)  | 朝来市田路（別図15のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 中田路(7)Ⅱ<br>(126040024)  | 朝来市田路（別図16のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 中田路(8)Ⅱ<br>(126040025)  | 朝来市田路（別図17のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 中田路(9)Ⅱ<br>(126040026)  | 朝来市田路（別図18のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 中田路(10)Ⅱ<br>(126040027) | 朝来市田路（別図19のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 口田路(1)Ⅱ<br>(126040028)  | 朝来市田路（別図20のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 口田路(2)Ⅱ<br>(126040029)  | 朝来市田路（別図21のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 口田路(3)Ⅱ<br>(126040030)  | 朝来市田路（別図22のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 口田路(4)Ⅱ<br>(126040031)  | 朝来市田路（別図23のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 口田路(5)Ⅱ<br>(126040032)  | 朝来市田路（別図24のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 口田路(6)Ⅱ<br>(126040035)  | 朝来市田路（別図25のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 口田路(7)Ⅱ<br>(126040036)  | 朝来市田路（別図26のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 口田路(8)Ⅱ<br>(126040037)  | 朝来市田路（別図27のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 口田路(9)Ⅱ<br>(126040038)  | 朝来市田路（別図28のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 田路Ⅱ<br>(126040039)      | 朝来市田路（別図29のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 佐中(1)Ⅱ<br>(126040040)   | 朝来市佐囊（別図30のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |

|                        |                 |         |          |
|------------------------|-----------------|---------|----------|
| 佐中(2)Ⅱ<br>(126040041)  | 朝来市佐囊(別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 佐中(3)Ⅱ<br>(126040042)  | 朝来市佐囊(別図32のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 佐中(5)Ⅱ<br>(126040043)  | 朝来市佐囊(別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 佐中(6)Ⅱ<br>(126040044)  | 朝来市佐囊(別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 鉦山(1)Ⅱ<br>(126040045)  | 朝来市佐囊(別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 鉦山(3)Ⅱ<br>(126040046)  | 朝来市佐囊(別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 田中Ⅰ<br>(126040048)     | 朝来市佐囊(別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 中村Ⅰ<br>(126040049)     | 朝来市佐囊(別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 神子畑(1)Ⅱ<br>(126040050) | 朝来市佐囊(別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 神子畑(2)Ⅱ<br>(126040052) | 朝来市佐囊(別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 神子畑(3)Ⅱ<br>(126040053) | 朝来市佐囊(別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 高橋Ⅰ<br>(126040054)     | 朝来市佐囊(別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 中地Ⅰ<br>(126040055)     | 朝来市佐囊(別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 平野(2)Ⅰ<br>(126040056)  | 朝来市佐囊(別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 平野(1)Ⅱ<br>(126040059)  | 朝来市佐囊(別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 平野(2)Ⅱ<br>(126040060)  | 朝来市佐囊(別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 平野(3)Ⅱ<br>(126040061)  | 朝来市佐囊(別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 平野(4)Ⅱ<br>(126040062)  | 朝来市佐囊(別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 平野(5)Ⅱ<br>(126040063)  | 朝来市佐囊(別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 平野(1)Ⅰ<br>(126040064)  | 朝来市佐囊(別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |

|                       |                 |         |          |
|-----------------------|-----------------|---------|----------|
| 平野(6)Ⅱ<br>(126040065) | 朝来市佐囊(別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 出合Ⅰ<br>(126040066)    | 朝来市佐囊(別図52のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 土肥(1)Ⅱ<br>(126040067) | 朝来市佐囊(別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 土肥(2)Ⅱ<br>(126040068) | 朝来市佐囊(別図54のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 土肥(3)Ⅱ<br>(126040069) | 朝来市佐囊(別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 土肥(4)Ⅱ<br>(126040070) | 朝来市佐囊(別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 土肥(5)Ⅱ<br>(126040071) | 朝来市佐囊(別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 土肥(6)Ⅱ<br>(126040072) | 朝来市佐囊(別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 老波(1)Ⅱ<br>(126040073) | 朝来市佐囊(別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 老波(3)Ⅱ<br>(126040075) | 朝来市佐囊(別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 山本(1)Ⅱ<br>(126040078) | 朝来市佐囊(別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 山本(2)Ⅱ<br>(126040079) | 朝来市佐囊(別図62のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 山本(3)Ⅱ<br>(126040080) | 朝来市佐囊(別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 山本(5)Ⅱ<br>(126040081) | 朝来市佐囊(別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 山本(4)Ⅱ<br>(126040082) | 朝来市佐囊(別図65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 山本(6)Ⅱ<br>(126040083) | 朝来市佐囊(別図66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 以後Ⅰ<br>(126040084)    | 朝来市羽瀨(別図67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 羽瀨(1)Ⅱ<br>(126040085) | 朝来市羽瀨(別図68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 羽瀨(2)Ⅱ<br>(126040086) | 朝来市羽瀨(別図69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 羽瀨(3)Ⅱ<br>(126040087) | 朝来市羽瀨(別図70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |

|                        |                  |         |          |
|------------------------|------------------|---------|----------|
| 羽瀨(4)Ⅱ<br>(126040088)  | 朝来市羽瀨（別図71のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 羽瀨Ⅰ<br>(126040089)     | 朝来市羽瀨（別図72のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 長谷波Ⅰ<br>(126040092)    | 朝来市八代（別図73のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図73のとおり |
| 八代(2)Ⅱ<br>(126040093)  | 朝来市八代（別図74のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図74のとおり |
| 八代(1)Ⅱ<br>(126040094)  | 朝来市八代（別図75のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図75のとおり |
| 中山Ⅰ<br>(126040095)     | 朝来市八代（別図76のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図76のとおり |
| 崎山Ⅰ<br>(126040097)     | 朝来市新井（別図77のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図77のとおり |
| 城ノ本(1)Ⅰ<br>(126040099) | 朝来市新井（別図78のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図78のとおり |
| 大門（急）Ⅰ<br>(126040100)  | 朝来市新井（別図79のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図79のとおり |
| 山田(1)Ⅰ<br>(126040101)  | 朝来市新井（別図80のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図80のとおり |
| 山田(2)Ⅰ<br>(126040102)  | 朝来市新井（別図81のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図81のとおり |
| 立脇(4)Ⅱ<br>(126040119)  | 朝来市立脇（別図82のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図82のとおり |
| 立脇(3)Ⅱ<br>(126040120)  | 朝来市立脇（別図83のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図83のとおり |
| コモ井Ⅰ<br>(126040121)    | 朝来市立脇（別図84のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図84のとおり |
| 虹の街Ⅰ<br>(126040124)    | 朝来市立脇（別図85のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図85のとおり |
| 立脇(2)Ⅱ<br>(126040125)  | 朝来市立脇（別図86のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図86のとおり |
| 上地(1)Ⅰ<br>(126040126)  | 朝来市立脇（別図87のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図87のとおり |
| 立脇(1)Ⅱ<br>(126040127)  | 朝来市立脇（別図88のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図88のとおり |
| 上八代(1)Ⅱ<br>(126040128) | 朝来市上八代（別図89のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図89のとおり |
| 上八代(2)Ⅱ<br>(126040129) | 朝来市上八代（別図90のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図90のとおり |

|                        |                  |         |           |
|------------------------|------------------|---------|-----------|
| 上八代(3)Ⅱ<br>(126040130) | 朝来市上八代(別図91のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図91のとおり  |
| 上八代(4)Ⅱ<br>(126040131) | 朝来市上八代(別図92のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図92のとおり  |
| 上八代Ⅰ<br>(126040132)    | 朝来市上八代(別図93のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図93のとおり  |
| 上八代(6)Ⅱ<br>(126040133) | 朝来市上八代(別図94のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図94のとおり  |
| 桑市Ⅱ<br>(126040134)     | 朝来市桑市(別図95のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図95のとおり  |
| 福本Ⅰ<br>(126040135)     | 朝来市桑市(別図96のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図96のとおり  |
| 溝谷(2)Ⅰ<br>(126040136)  | 朝来市桑市(別図97のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図97のとおり  |
| 溝谷(1)Ⅰ<br>(126040137)  | 朝来市桑市(別図98のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図98のとおり  |
| 物部(3)Ⅱ<br>(126040141)  | 朝来市物部(別図99のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図99のとおり  |
| 岡本Ⅰ<br>(126040142)     | 朝来市物部(別図100のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図100のとおり |
| 物部(2)Ⅱ<br>(126040143)  | 朝来市物部(別図101のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図101のとおり |
| 徳寿庵(2)Ⅰ<br>(126040144) | 朝来市物部(別図102のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図102のとおり |
| 徳寿庵(1)Ⅰ<br>(126040145) | 朝来市物部(別図103のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図103のとおり |
| 物部(1)Ⅱ<br>(126040146)  | 朝来市物部(別図104のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図104のとおり |
| 下漆山川Ⅱ<br>(226040016)   | 朝来市田路(別図105のとおり) | 土石流     | 別図105のとおり |
| 下カイジリ川Ⅱ<br>(226040019) | 朝来市田路(別図106のとおり) | 土石流     | 別図106のとおり |
| 上助ヶ谷川Ⅰ<br>(226040020)  | 朝来市田路(別図107のとおり) | 土石流     | 別図107のとおり |
| 保尾野川Ⅱ<br>(226040027)   | 朝来市田路(別図108のとおり) | 土石流     | 別図108のとおり |
| 村坂川Ⅰ<br>(226040028)    | 朝来市佐囊(別図109のとおり) | 土石流     | 別図109のとおり |
| 神谷川Ⅱ<br>(226040034)    | 朝来市佐囊(別図110のとおり) | 土石流     | 別図110のとおり |

|                       |                  |     |           |
|-----------------------|------------------|-----|-----------|
| 馬場山川Ⅱ<br>(226040037)  | 朝来市佐囊（別図111のとおり） | 土石流 | 別図111のとおり |
| 糸谷川Ⅱ<br>(226040044)   | 朝来市佐囊（別図112のとおり） | 土石流 | 別図112のとおり |
| 深サコ川Ⅰ<br>(226040048)  | 朝来市佐囊（別図113のとおり） | 土石流 | 別図113のとおり |
| 下滝ノ奥川Ⅰ<br>(226040049) | 朝来市佐囊（別図114のとおり） | 土石流 | 別図114のとおり |
| 門山白川Ⅰ<br>(226040059)  | 朝来市八代（別図115のとおり） | 土石流 | 別図115のとおり |
| 下谷川Ⅰ<br>(226040063)   | 朝来市新井（別図116のとおり） | 土石流 | 別図116のとおり |
| 青坂川Ⅰ<br>(226040064)   | 朝来市新井（別図117のとおり） | 土石流 | 別図117のとおり |
| 菅谷川Ⅰ<br>(226040088)   | 朝来市立脇（別図118のとおり） | 土石流 | 別図118のとおり |
| 中ツ尾川Ⅰ<br>(226040094)  | 朝来市桑市（別図119のとおり） | 土石流 | 別図119のとおり |
| 木之内川Ⅰ<br>(226040097)  | 朝来市物部（別図120のとおり） | 土石流 | 別図120のとおり |
| 物部倉谷川Ⅰ<br>(226040099) | 朝来市物部（別図121のとおり） | 土石流 | 別図121のとおり |

（別図 1 から別図121までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和元年12月11日（水）から同月25日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場 320
  - (3) 提出期限  
令和元年12月25日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月25日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス王子店

所在地 小野市王子町157-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

エムエル・エステート株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

芳野秀俊

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) ダイレックス王子店

イ 変更後

ダイレックス王子店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行っている者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

ダイレックス株式会社

佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

貞方宏司

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

ダイレックス株式会社

佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

多田高志

4 変更年月日

令和元年5月1日ほか

5 届出年月日

令和元年11月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年12月3日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年4月3日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパーセンタートライアル養父店
 所在地 養父市八鹿町朝倉1263-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋亮太
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
 (仮称) トライアル養父店
 - イ 変更後
 スーパーセンタートライアル養父店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	檜木野仁司
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋亮太
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行っている者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	檜木野仁司
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋亮太
- 4 変更年月日
令和元年6月19日ほか
- 5 届出年月日
令和元年11月14日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
令和元年12月3日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和2年4月3日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町古宮一丁目448番地1、449番地1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
明石市大久保町大窪497番地1
関西住宅販売株式会社 代表取締役 横野 修三
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年4月19日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－3号（31播磨）

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和元年12月3日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 榮 羽 勝

- 1 落札に係る業務件名及び数量
実習船「但州丸」定期検査及び整備一般工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40－1
- 3 落札者を決定した日
令和元年11月18日
- 4 落札者の名称及び住所
新潟造船株式会社 新潟市中央区入船町四丁目3776番地
- 5 落札金額
75,020,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和元年10月8日

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和元年12月3日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
免許台帳ファイリングシステム等賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年11月19日
- 4 落札者の名称及び住所
I B J L 東芝リース株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目2番6号
- 5 落札金額
3,152,600円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和元年10月15日